

税理士を探しているのですが…

全国に15の税理士会があり、税理士は各地域の税理士会に所属しています。

◎日本税理士会連合会が運営する「税理士情報検索サイト」をご活用ください。

◎お近くの税理士会の無料相談会でご相談ください。

税理士記念日（2月23日）を中心に、無料税務相談や税金セミナーを開催しています。詳細は各税理士会へお問い合わせください。



税理士情報
検索サイト



各税理士会
ウェブサイト



日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館 8 階

TEL 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941

<https://www.nichizeiren.or.jp>

あなたの暮らしのそばにいる
税理士会

私の税金ナビ
令和8年6月1日現在の法令による
令和8年度版

こんなとき
こんな税金

お気軽にご相談ください。



日本税理士会連合会

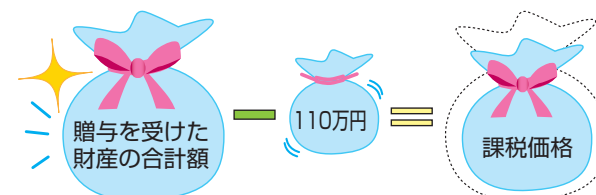
財産をもらったら…

贈与税

◇財産をもらった人に贈与税がかかります。

暦年課税制度

1月1日から12月31日までの1年間に、贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に一定の税率を掛けて贈与税額を計算します。



◇贈与税は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに申告しなければなりません。

◇18歳以上の方が父母や祖父母から受ける贈与には、特例税率が適用されます。

相続時精算課税制度

原則60歳以上の父母または祖父母から、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる制度です。

贈与時には累計2,500万円まで贈与税はかからず、贈与者が死亡した際にその贈与財産を相続財産に加算して相続税を計算します。

贈与税が軽減される制度もあります

- ☞ 婚姻20年以上の配偶者からマイホーム等の贈与を受けたとき
- ☞ 18歳以上の方が父母・祖父母などからマイホーム取得のための資金贈与を受けたとき
- ☞ 結婚子育て資金の一括贈与を受けたとき

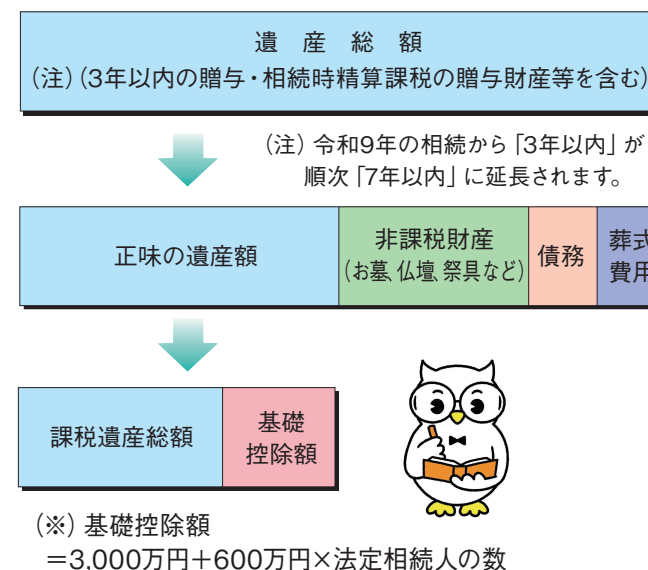
相続があったら…



相続税

◇相続税は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。

◇相続税は、遺産総額から非課税財産、債務、葬式費用を差し引いた正味の遺産額から基礎控除額を差し引いた課税遺産総額をもとに計算されます。



◇正味の遺産額が基礎控除額以下の場合、原則として申告は不要ですが、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例などを適用して最終的に納税額が0円となる場合は、相続税の申告期限までに申告する必要があります。

詳しくは税理士にご相談ください。

財産をもらったら… 相続があったら…



こんなときは

就職したら…



会社員・公務員など給与所得者の税金

給与所得者が1年間に受け取った給料やボーナスなどの収入には所得税がかかります。収入金額から一律に定められた経費とみなされる額（給与所得控除額）を控除した金額が給与所得となり、給与から源泉徴収された所得税は年末調整で精算されます。

ただし、医療費控除や寄附金控除等を受けたい場合は、確定申告をすることによって税金が還付されます。

医療費を支払ったら…



医療費控除

本人や生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費がある場合は、所得から下記の金額（200万円を限度）を差し引くことができます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{1年間に支払} \\ \text{った医療費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で補填} \\ \text{される金額} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{10万円か総所得金額等の5\%} \\ \text{(いずれか少ない金額)} \end{array}$$

ふるさと納税



寄附をしたら…

寄附金控除

国・地方公共団体などへ寄附をした場合、所得から次の金額を差し引くことができます。

$$\left. \begin{array}{l} \text{特定寄附金の支払額} \\ \text{総所得金額等の40\%} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{いずれか少ない金額} \\ \text{—2,000円} \end{array}$$

マイホームを購入したら…



銀行からの借入金で購入したら…

住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）

借入金でマイホームを新築又は購入したときや、増改築をしたときは、家屋と土地等にかかる年末の借入金残高に応じて、一定期間税額控除を受けることができます。認定長期優良住宅や認定低炭素住宅、省エネ住宅などを購入して居住した場合は、控除額が増えます。

銀行からの借入金がなくても…

その年のみの住宅関連税額控除

住宅借入金がなくても、住宅耐震改修工事や、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事などをした場合、一定の要件を満たしていれば、税額控除を受けることができます。

生命保険の一時金などを受け取ったら…

一時所得

◇生命保険の満期保険金、クイズの賞金など一時的な所得を一時所得といい、次のように計算します。

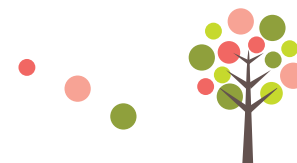
$$\left(\begin{array}{l} \text{総収入金額} \\ \text{—} \end{array} \begin{array}{l} \text{収入を得るために} \\ \text{支出した金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{50万円} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

* 贈与税がかかる満期保険金もあります。

* 宝くじの当選金には、所得税はかかりません。



所得税のいろいろ



土地や建物を売ったら…

譲渡所得

◇土地や建物を売ったときの譲渡所得は、次のように計算します。

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡収入} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

◇譲渡所得の税金

譲渡所得に税率を掛けて計算しますが、土地や建物の所有期間の長さによって掛ける税率が変わるので、注意が必要です。買った時から売った年の1月1日までの期間が**5年を超える**

場合は税率が低くなり、税金も少なくなります。



◇マイホームを売った時は、一定の要件のもと、特別控除や税率が低くなる優遇制度があります。

年金を受け取ったら…



雑所得

◇国民年金や厚生年金などの公的年金等や、生命保険又は損害保険契約に基づく年金などは、雑所得として所得税がかかります。なお、遺族年金には所得税はかかりません。

◇公的年金等の収入金額が400万円以下で一定の場合は、確定申告は不要ですが、住民税の申告が必要となります。

事業をはじめたら…



個人事業者の税金

事業所得

卸・小売・製造業・サービス業等の事業活動から生じた売上等から必要経費を差引いた金額が事業所得となります。

不動産所得

土地や建物を貸して生じた地代や家賃等の収入から、固定資産税や減価償却費などの必要経費を差し引いた金額が不動産所得となります。

所得税のほかに…

消費税

事業者は、その前々年（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えた場合又は適格請求書（インボイス）発行事業者の登録をした場合には消費税の課税事業者となり、消費税を納めなければなりません。

確定申告

毎年2月16日から3月15日（消費税は3月31日）までの間に確定申告書を提出し、納税します。所得税の還付の申告は1月1日からできます。



詳しくは税理士にご相談ください